

平成 29 年第 4 回都城市議会定例会付議事件名表（議員提出議案）

番 号	件 号 名	頁
8 号	道路整備予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書案	1

議員提出議案 第8号

道路整備予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の
継続を求める意見書案

提出先

衆議院議長	参議院議長
内閣総理大臣	財務大臣
国土交通大臣	内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（地方創生）	

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり
都城市議会会議規則（都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出しま
す。

平成29年12月20日提出

提出者	都城市議会議員	<u>蔵屋 保</u>
賛成者	〃	<u>黒木 優一</u>
賛成者	〃	<u>大浦 さとる</u>
賛成者	〃	<u>西川 洋史</u>
賛成者	〃	<u>筒井 紀夫</u>
賛成者	〃	<u>迫間 輝昭</u>
賛成者	〃	<u>三角 光洋</u>
賛成者	〃	<u>児玉 優一</u>
賛成者	〃	<u>下山 隆史</u>

都城市議会議長 荒 神 稔 様

道路整備予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の
継続を求める意見書

道路は、市民の安全な暮らしや地域経済の活性化を支えるとともに、災害時には市民の命を守るライフラインとして機能するなど、市民生活に欠くことのできない重要な社会資本の一つです。

現在、道路事業においては、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(以下「道路財特法」という。)の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助率等が嵩上げされていますが、この措置は、平成 29 年度までの時限措置となっています。

地方創生に全力を挙げて取り組んでいる本市にとって、この時期に補助率が低減することは、地方の努力に水を差すものでありますとともに、南海トラフ巨大地震の大規模災害に対する防災・減災対策、代替性確保のための道路ネットワークの整備など、道路に関して緊急的に対応すべき課題の解決にも影響を与えることが懸念されるところであります。

よって、国会並びに政府におかれましては、道路整備を引き続き推進するため、道路整備予算の総額確保はもとより、道路財特法の規定による補助率等の嵩上げを平成 30 年度以降も継続するとともに、地方創生に資する道路整備の推進が図られるよう、さらなる拡充等の措置を講じることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 29 年 12 月 20 日

宮崎県都城市議会